資料２

○北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定に基づき、議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の議員報酬及び費用弁償等に関する事項を定めることを目的とする。

（議員報酬）

第２条　議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。

（１）　議長　月額　433,000円

（２）　副議長　月額　373,000円

（３）　常任委員長　月額　362,000円

（４）　議会運営委員長　月額　362,000円

（５）　議員　月額　355,000円

第３条　議長、副議長、常任委員長及び議会運営委員長には選挙又は選任されたその日から、議員には職についたその日から、それぞれ議員報酬を支給する。

２　議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員がその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで議員報酬を支給する。

３　前２項の規定により議員報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

第４条　議員報酬の支給定日は、その月の20日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

２　前項の規定にかかわらず、前条第２項に規定する場合にあっては、その際に支給することができる。

（期末手当）

第５条　議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員で６月１日及び12月１日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する者に、期末手当を支給する。これらの基準日前１箇月

以内に任期が満了し、辞職し、失職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第１項各号（第１号を除く。）又は同法第252条の規定に該当する場合を除く。以下同じ。）し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した者（これらの基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。

２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の230を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（１）　６箇月　100分の100

（２）　５箇月以上６箇月未満　100分の80

（３）　３箇月以上５箇月未満　100分の60

（４）　３箇月未満　100分の30

３　前２項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、北本市職員の給与に関する条例（昭和28年条例第１号）の適用を受ける職員の例による。

（費用弁償）

第６条　議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として北本市職員の旅費に関する条例（昭和27年条例第４号）の適用を受ける職員に支給する旅費の額に相当する額により旅費を支給する。

２　前項の規定にかかわらず、宿泊料については、15,000円を支給する。